

随意契約の状況		担当課：農林課		
		契約日：令和8年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
醸造用ぶどう栽培管理委託料	八雲町産ぶどうを原料としたワイン醸造に向け、醸造用ぶどうの栽培に係る管理委託業務	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	八雲町三杉町25番地51 茂木 琢磨	22,735,000 (20,668,182)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>上記相手方は、令和5年度から地域おこし協力隊（醸造用ぶどう栽培推進員）として、八雲町で本格的な醸造用ぶどう栽培に取り組み、八雲町産ぶどうについて熟知し、醸造用ぶどう栽培の技術を有しているため、令和8年4月から個人事業主となった茂木琢磨を適格者として選定した。</p> <p>よって、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号により、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、随意契約とするものである。</p>				